

公共調達の適正化について（平成18年8月25日付け財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（物品役務等）

	物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地		契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所		随意契約によることとした会計法令の根拠条文（企画競争等）	競争性のない随意契約によらざるを得ない理由	競争性のある契約に移行予定のもの		予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数 （※契約の相手方が公益社団法人又は公益財団法人（特例社団法人又は特例財団法人を含む。）の場合の記載事項）	うち農林水産省出身者	提案者の数	うち公益社団法人又は公益財団法人（特例社団法人又は特例財団法人を含む。）	特別な競争参加資格 （※提案者の数が1の場合の記載事項）	備考
		名称	所在地		商号又は名称	住所			移行困難な理由	移行予定年限									
1	平成23年度林野庁法律顧問業務一式	支出負担行為担当官 林野庁長官 皆川芳嗣	東京都千代田区霞が関1-2-1	平成23年4月1日	高田法律事務所	東京都千代田区有楽町1-9-4	会計法第29条の3第4項（企画競争）	—	—	—	—	2,900,000	—	—	—	1	0	弁護士法に規定された資格を有する弁護士であること。	—
2	国有林ネットワークシステムの機器賃貸借及び保守業務一式	支出負担行為担当官 林野庁長官 皆川芳嗣	東京都千代田区霞が関1-2-1	平成23年4月1日	東京センチュリーリース株式会社	東京都港区浜松町2-4-1	予決令第102条の4第4号（口）（有利随意契約）	既に構築されたシステムを次年度以降においても利用することが明らかに有利であるため。	—	24	—	87,217,200	—	—	—	—	—	—	—
3	国有林ネットワークシステムパーソナルコンピューター構成管理機器等の賃貸借及び保守業務一式	支出負担行為担当官 林野庁長官 皆川芳嗣	東京都千代田区霞が関1-2-1	平成23年4月1日	東京センチュリーリース株式会社	東京都港区浜松町2-4-1	予決令第102条の4第4号（口）（有利随意契約）	既に構築されたシステムを次年度以降においても利用することが明らかに有利であるため。	—	27	—	14,264,772	—	—	—	—	—	—	—
4	国有林グループウェアの導入に係る機器賃貸借及び保守業務一式	支出負担行為担当官 林野庁長官 皆川芳嗣	東京都千代田区霞が関1-2-1	平成23年4月1日	NECキャピタルソリューション株式会社	東京都港区芝5-29-11	予決令第102条の4第4号（口）（有利随意契約）	既に構築されたシステムを次年度以降においても利用することが明らかに有利であるため。	—	24	—	7,298,928	—	—	—	—	—	—	—